

通所介護事業所 管理者 各位  
居宅介護支援事業所 管理者 各位  
介護予防支援事業所 管理者 各位

多摩市健康福祉部長 小野澤 史

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービスの臨時的な取り扱いにおける留意点について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、厚生労働省より示されていますが、その中で、通所系サービス事業所が、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、利用者の居宅へ訪問しサービス提供する場合や電話による安否確認の場合についても、相応の介護報酬の算定が可能であることが示されています。この取扱いにつきまして、多摩市では、以下の留意点について纏めましたのでお示いたします。

### 1 通所系サービス事業所の職員が利用者の居宅へ訪問しサービス提供を行う場合

【介護保険最新情報 Vol.770（第 2 報）別紙 1 の 2 参照】

- サービス提供にあたり、できるだけ利用者の個別サービス計画に基づき提供される必要がありますが、事業所の人員不足等についても十分に考えられることから、サービス提供時間外や訪問日の変更等も予想されます。その際も、利用者等の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所と調整した上で、提供してください。提供した日時、提供内容等を記録してください。
- 算定方法（加算・減算含む）についても、第 2 報で示されているとおり、取り扱ってください。1 日に複数回の訪問を行い、サービス提供する場合でも、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとされていますが、この場合についても、なるべく合理的にサービス提供できるよう留意してください。
- 介護予防・日常生活支援総合事業においても同様の取扱いとします。

### 2 電話による安否確認を行う場合

【介護保険最新情報 Vol.809（第 6 報）問 1・2 参照】

- 電話による安否確認を行う場合は、利用者等への説明及び意向を確認した上で、介護支援専門員等と調整して決めてください。職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたいと示されていますが、その際は、個人情報の取扱いには十分に注意をして行ってください。
- 算定方法についても、第 6 報で示されているとおり、取り扱ってください。あらかじめケアプランに位置付けた利用日について、1 日 2 回（休業要請あり）あるいは 1 回（休業要請なし）まで、相応の介護報酬の算定が可能であると示されていますので、その分、利用者においても相応の負担が発生しますので、あらかじめ利用料金についても十分に説明するよう留意してください。加算・減算の取り

扱いについては、(※)を参照してください。

- 介護予防・日常生活支援総合事業においても、『介護保険最新情報 Vol.796 (第5報) 問3』より、同様の取扱いとします。総合事業は月額報酬ですが、電話による安否確認についても、あらかじめ介護予防サービス計画に位置付けた利用日に実施した場合は、月額報酬を請求できます。加算の取り扱いについては、(※)を参照してください。

※ 電話による安否確認を行った場合の、加算及び減算の算定方法について

- 加算の算定については、利用者等の同意を得ていれば、事業所を評価する加算やサービスを実施することが算定要件に含まれる加算についても、通常時に算定している場合は、算定することができます。
- 減算の算定についても、利用者等の同意を得ていれば、通常時に送迎を行っている利用者に対しては、送迎減算をする必要はありません。なお、通常時に送迎減算や同一建物減算を算定している場合は、減算になります。

### 3 通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合の居宅介護支援の取扱いについて

【介護保険最新情報 Vol.816 (第8報) 問1 参照】

- 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えありません。また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えありません。
- 利用者の同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよいものとします。

### 4 休業の連絡について

通所サービス事業所を休業し、訪問サービスや電話連絡による安否確認を実施する場合においても、休業する場合と同様、指定権者(ただし、指定権者が東京都のみの場合は、東京都と多摩市の両方)にご連絡ください。

問合せ

多摩市健康福祉部介護保険課

介護保険係 TEL 042-338-6901

認定給付係 TEL 042-338-6907